【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年10月11日(2022.10.11)

【公開番号】特開2020-199059(P2020-199059A)

【公開日】令和2年12月17日(2020.12.17)

【年通号数】公開・登録公報2020-051

【出願番号】特願2019-107758(P2019-107758)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02(2006.01)

[FI]

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月30日(2022.9.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

遊技者から視認可能に設けられた第1基板と、

前 記 <u>第 1 基 板</u> の 周 辺 に 設 け ら れ 、 該 <u>第 1 基 板</u> と 同 系 色 に 形 成 さ れ た 特 定 部 材 と 、

遊技者から視認困難または視認不能に設けられた所定電子部品と、

前記所定電子部品の周辺に設けられ、該所定電子部品と非同系色に形成された所定部材と

透光性を有する部材であって遊技者が該部材を透して前記<u>第1基板</u>及び前記特定部材を 視認可能に設けられた透光部材と、

前記第1基板の上方に設けられ、該第1基板よりも遊技者側に突出する突出部と、 を備え、

前記第1基板及び前記特定部材の周辺に、前記第1基板及び前記特定部材よりも視認性が 高い演出手段が設けられ、

前記第1基板に設けられ、該第1基板及び前記透光部材に対し平行方向又は略平行方向に 光を照射可能な第1発光部品と、

前記第1基板と前記透光部材との間に設けられ、前記第1発光部品により照射された光を 拡散可能な第1拡散手段と、

前記演出手段にて遊技者から視認可能とされた第2基板に設けられ、該演出手段の前方に 光を照射可能な第2発光部品と、

前記第2発光部品から照射された光を拡散可能な第2拡散手段と、を有し、

前記第1拡散手段は、前記第1発光部品により該第1拡散手段の側面から照射された光を 拡散することで前記第1基板と前記特定部材とが設けられた周辺を面発光させることが可 能であり、

前記第2拡散手段は、前記第2発光部品により該第2拡散手段の背面から照射された光を 前記演出手段の前方に向けて拡散可能であり、

前記突出部は、前記第1基板よりも大きく、

前記透光部材は、前記第1基板と前記特定部材とに跨るように形成された装飾パターンを 有する、

ことを特徴とする遊技機。

10

20

30

40

50

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0007]

請求項1に記載の遊技機は、

遊技が可能な遊技機であって、

遊技者から視認可能に設けられた第1基板と、

前記第1基板の周辺に設けられ、該第1基板と同系色に形成された特定部材と、

遊技者から視認困難または視認不能に設けられた所定電子部品と、

前記所定電子部品の周辺に設けられ、該所定電子部品と非同系色に形成された所定部材と

<u>透光性を有する部材であって遊技者が該部材を透して前記第1基板及び前記特定部材を視</u>認可能に設けられた透光部材と、

<u>前記第1基板の上方に設けられ、該第1基板よりも遊技者側に突出する突出部と、</u>を備え、

前記第1基板及び前記特定部材の周辺に、前記第1基板及び前記特定部材よりも視認性が 高い演出手段が設けられ、

前記第1基板に設けられ、該第1基板及び前記透光部材に対し平行方向又は略平行方向に 光を照射可能な第1発光部品と、

前記第1基板と前記透光部材との間に設けられ、前記第1発光部品により照射された光を 拡散可能な第1拡散手段と、

前記演出手段にて遊技者から視認可能とされた第2基板に設けられ、該演出手段の前方に 光を照射可能な第2発光部品と、

前記第2発光部品から照射された光を拡散可能な第2拡散手段と、を有し、

前記第1拡散手段は、前記第1発光部品により該第1拡散手段の側面から照射された光を 拡散することで前記第1基板と前記特定部材とが設けられた周辺を面発光させることが可 能であり、

前記第2拡散手段は、前記第2発光部品により該第2拡散手段の背面から照射された光を 前記演出手段の前方に向けて拡散可能であり、

前記突出部は、前記第1基板よりも大きく、

前記透光部材は、前記第1基板と前記特定部材とに跨るように形成された装飾パターンを 有する、

<u>ことを特徴としている。</u>

他の遊技機は、

遊技が可能な遊技機(例えば、パチンコ遊技機 7 5 5 G 0 0 1)であって、

遊技者から視認可能に設けられた電子部品(例えば、LED基板 3 0 3 , 4 0 3 , 6 0 3 , 8 0 3) と、

前記電子部品の周辺に設けられ、該電子部品と同系色に形成された特定部材(例えば、ベース部材301,401,601,801)と、

透光性を有する部材であって遊技者が該部材を透して前記電子部品及び前記特定部材を 視認可能に設けられた透光部材(例えば、カバー部材 3 0 2 , 4 0 2 , 6 0 2 , 8 0 2) と、

透光性を有する部材であって前記透光部材とは異なる位置に設けられた特定透光部材(例えば、可変入賞球ユニット700のカバー板702A)と、

を備え、

前記透光部材(例えば、カバー部材302)に進入した光を所定方向(例えば、T方向)へ透過する透過率(例えば、XA%、XB%)の方が、前記特定透光部材に進入した光を前記所定方向へ透過する透過率(例えば、Y%)よりも低い(図10-14参照)

10

20

30

40

50

ことを特徴としている。

この特徴によれば、遊技者から視認可能に電子部品を配置しても、透光部材の透光性が特定透光部材の透光性よりも低いことで電子部品が目立ちにくくなるため、設計の自由度を高めることができる。

10

20

30

40